

家屋全棟調査へのご協力をお願い

税務課では、市内にある全ての建物について、家屋課税台帳に登録されている内容（所在地・構造・床面積など）と実際の状況を比較・照合することにより、解体もれ・課税もれ等がないか調査を行っています。

この調査は、固定資産税の公平・公正な課税を目的として実施していますので、調査員がご自宅などにお伺いした際にはご協力くださるようお願いいたします。

■調査時期

令和5年12月から令和7年5月まで

※国上校区をスタートし、校区ごとに時計回りで調査を進めていきます。

※天候や調査の進捗状況により、期間を延長することがあります。

■調査対象

家屋課税台帳に登録されている全ての建物

※参考 家屋課税台帳登録件数 約16,000棟

■調査方法

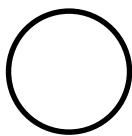
市職員と調査員が3人1組、2班で巡回し、調査前にお声かけしてから敷地内で外観調査と外周計測を行います。

なお、ご不在の場合でも調査を実施させていただきますが、家中に立ち入ることはありません。

ご不在の場合は、「不在連絡票」を郵便受け等に差し置きします。

調査をスムーズに進めるため、ご理解をお願いいたします。

■課税対象となるかどうかの事例



周囲を壁や扉で囲まれており、また、基礎工事によって土地と物理的に繋がっているため、課税対象になります。



周囲は壁や扉で囲まれていますが、ブロックの上に置いただけで土地と物理的に繋がっていないため、課税対象にはなりません。



一般的に“カーポート”と呼ばれている製品で、土地と物理的に繋がっていますが、壁がないため課税対象にはなりません。

上記は一例であって、様々な要件が存在します。
詳しくは税務課固定資産税係までお問い合わせください。

○市役所税務課 固定資産税係

TEL 2 2 - 1 1 1 1 （内線 2 3 5 ・ 2 3 4）